

2014年1月

危険物ラベル購入関係者 各位

個品危険物の表示、標札、標識等について

危険物の安全な運送及び緊急時の適切な対応のためには、その危険物を正しく識別することが重要です。そのため船舶で個品危険物を運送する場合には、輸送物、オーバーパック及びコンテナについて危険物船舶運送及び貯蔵規則（以下「危規則」）で定められた表示、標札、標識等を正確に表示しなければなりません。危険物の表示、標札、標識等は海水に3ヶ月浸された場合でも色落ちせず、剥がれ落ちないことも要求されています。

参考までに、輸送物、オーバーパック及びコンテナに要求される表示、標札、標識等の要点を以下にとりまとめました。なお、正確を期すため危規則を確認し正しい運用を願います。

1. 輸送物

通常、危険物を収納した輸送物（危険物の包装作業が完了し運送可能な状態の容器包装をいう）には標札の貼付及び品名・国連番号の表示が必要です。

（1）標札（ラベル 一辺が10センチメートル以上）

危規則に別途規定がある場合を除き、輸送物には収納されている危険物の危険性分類・項目（Class）を示す正標札を貼付しなければなりません。また、当該危険物が副次危険性を有する場合には副標札も貼付しなければなりません。それぞれの危険物に要求される正標札及び副標札は危規則告示別表第1（危険物リスト）の等級欄及び副次危険性等級欄に規定されています。

危規則の等級及び分類・項目並びにIMDGコードのClass

等級	分類・項目	Class	Name
等級 1.1 ～ 1.6	火薬類	Division 1.1 ～ 1.6	Explosives
等級 2.1	引火性高圧ガス	Class 2.1	Flammable gases
等級 2.2	非引火性非毒性高圧ガス	Class 2.2	Non-flammable, non-toxic gases
等級 2.3	毒性高圧ガス	Class 2.3	Toxic gases
等級 3	引火性液体類	Class 3	Flammable liquids
等級 4.1	可燃性物質	Class 4.1	Flammable solids
等級 4.2	自然発火性物質	Class 4.2	Substances liable to spontaneous combustion
等級 4.3	水反応可燃性物質	Class 4.3	Substances which, in contact with water, emit flammable gases

等級 5.1	酸化性物質	Class 5.1	Oxidizing substances
等級 5.2	有機過酸化物	Class 5.2	Organic peroxides
等級 6.1	毒物	Class 6.1	Toxic substances
等級 6.2	ウイルスをうつしやすい物質	Class 6.2	Infectious substances
等級 7	放射性物質等	Class 7	Radioactive material
等級 8	腐食性物質	Class 8	Corrosive substances
等級 9	有害性物質	Class 9	Miscellaneous dangerous substances & articles

(2) 品名・国連番号

危規則に別途規定がある場合を除き、輸送物には正式品名（ Proper Shipping Name ）及び国連番号（ UN Number ）を読みやすく消えないように表示しなければなりません。また、危険物を収納する小型容器等へ表示する国連番号及び「 UN 」の文字の高さは 12 ミリメートル以上の大きさとしなければなりません。但し、許容質量（許容容量）が 30 キログラム以下（ 30 リットル以下）であって 5 キログラム（ 5 リットル）を超える小型容器等の文字の高さは 6 ミリメートル以上の大きさ、許容質量（許容容量）が 5 キログラム以下（ 5 リットル以下）の場合は適切な大きさとする事ができます。詳しくは、危告示第 7 条の 3 をご参照ください。

(3) その他の表示

通常要求される標札の貼付及び品名・国連番号の表示のほか、次の表示が要求される場合があります。

少量危険物マーク

少量危険物規定に基づき運送される輸送物（ Limited quantities ）は、少量危険物マークを表示しなければなりません。

海洋汚染物質マーク

海洋汚染物質（ Marine Pollutant ）を収納した輸送物には海洋汚染物質マーク（ Marine pollutant mark ）を表示しなければなりません。危険性を示す標札に近接して表示することが要求されています。

大型容器及び IBC 容器

大型容器及び容量 450 リットルを超える IBC 容器には、両側面に標札を貼付し、かつ、正式品名・国連番号を表示しなければなりません。

上向き表示

次の場合には輸送物には、その両側面に上向き表示が必要となります。

- 1) 液体危険物を収納している組合せ容器（少量危険物を含む）
- 2) 圧力調整弁付き単一容器
- 3) 深冷液化された高圧ガスを充てんしている高圧容器

2. オーバーパック

輸送物がオーバーパックされ輸送物の標札及び表示がオーバーパックの外側から容易に視認できない場合には、オーバーパックの外表面に輸送物と同様の標札及び表示をしなければなりません。また、この場合には標札及び表示に加え、“オーバーパック”（国際運送の場合には“OVERPACK”）の文字を表示しなければなりません。

国際海上危険物規程（IMDG Code）は「オーバーパック」を次のように定義しています。

「“オーバーパック”とは、一の荷送人によって使用され、一個以上の容器を収納し、運送中の荷役及び積載の便宜のためのひとつのユニットを形成する収納用具をいう。オーバーパックの例としては、いくつかの輸送物であって次のいずれかに該当するものである。

- 1) パレットのような積載用ボードに置くか積み上げて紐、シュリンクラッピング、ストレッチラッピング又は適当な方法で固定する。 又は
- 2) 箱又は木枠のような保護外装の中に置く。」

3. コンテナ

（1）標識（プラカード 一辺が25センチメートル以上の拡大ラベル）

収納されている輸送物に貼付された標札を拡大した標識をコンテナの四側面の見やすい位置に表示しなければなりません。

同一のコンテナに危険性の異なる輸送物が収納されている場合は、それぞれの危険性（副次危険性を含む）を示す標識を四側面に表示しなければなりません。しかしながら、同時に収納されている一方の危険物の副次危険性が他方の危険物の危険性でカバーされている場合には、副次危険性標識を重複して表示する必要はありません。また、複数種の火薬類を収納しているコンテナには、その中で最も危険性の高い火薬類の標識のみを表示します。

（2）その他の表示

コンテナに通常要求される標識の表示のほか、次の表示が要求される場合があります。

国連番号

同一国連番号の危険物を総質量 4,000 kg を超え収納し、かつ、その他の危険物を収納していないコンテナには次のいずれかの方法で収納している危険物の国連番号（高さ 65 ミリメートル以上の文字）を四側面に表示しなければなりません。

- 1) 標識の下半分の白地の部分に国連番号（数字のみ）を表示する。 又は
- 2) 標識に近接させて貼付した国連番号用表示（オレンジパネル）上に表示する。

少量危険物マーク

少量危険物として運送される危険物のみを収納しているコンテナ（他の危険物は収納していない。非危険物を収納している場合を含む。）には、四側面の見やすい位置にコンテナ用の少量危険物マーク（一辺が 25 センチメートル以上の拡大マーク）を表示しなければなりません。

海洋汚染物質マーク

海洋汚染物質を収納しているコンテナには四側面の見やすい位置にコンテナ用の海洋汚染物質マーク（一辺が 25 センチメートル以上の拡大マーク）を表示しなければなりません。

高温注意マーク

高温輸送物質を収納しているコンテナには四側面の見やすい位置に高温注意マーク（Elevated temperature mark）を表示しなければなりません。

くん蒸注意表示

コンテナに収納されている貨物のくん蒸を行った場合には、ドアの見やすい位置にくん蒸注意表示（fumigation warning mark）を表示しなければなりません。くん蒸注意表示にはくん蒸の実施日時、くん蒸剤の種類及び換気を行った場合にはその日時を記入しなければなりません。

以 上